

平成 25 年 5 月 21 日  
総務部 経理用地課

### 平成 25 年度公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について

技能労働者の減少に伴う労働需給のひっ迫傾向に対応するため、国は、平成 25 年度公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）を、平成 24 年度公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比べて平均約 15% 引き上げた。

併せて国は、平成 25 年 4 月 1 日以降に契約する工事のうち 旧労務単価を適用して予定価格を積算した工事について、受注事業者からの協議請求により新労務単価に基づく契約金額に変更できる特例措置を設けるとともに、各自治体に対して、国の措置を参考に適切な運用に努めるよう要請を行った。

それを受け東京都でも同様な措置を講じることとしている。

区においても、工事の品質確保と技能労働者の適切な賃金水準確保の観点から、国および東京都に準じて、下記のとおり特例措置を講じることとする。

#### 記

##### 1 対象工事

平成 25 年 4 月 1 日以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

##### 2 特例措置の内容

受注事業者は、練馬区工事請負契約条項第 51 条により、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を請求することができる。

##### 3 契約金額の変更

変更後の契約金額 = 新労務単価により積算された予定価格 × 当初契約の落札率

4 受注事業者への周知等

特例措置について区ホームページに掲載するとともに、対象工事受注事業者には個別に通知する。

# 平成25年度設計労務単価の運用に係る特例措置について



- 原則として入札日時点の単価を用いて積算をしていることから、4/1以降に契約する工事であっても、前年度単価を適用しているものがある。
- 今般、平均約15%の労務単価の上昇が生じたことを踏まえ、工事の品質確保や円滑な工事の実施等の観点から、4/1以降に契約する工事については、新単価に基づく契約変更を行えるよう措置。（平成25年4月8日付通知）

## 今回の措置の概要

適用対象	平成25年4月1日以降に契約を行う工事のうち、平成24年度設計労務単価を適用しているもの
趣 旨	大幅な労務単価の引上げに対応する措置 ※今回の新労務単価設定に限定した措置とする。
措置内容方法	平成25年度設計労務単価を適用した契約額の変更 変更契約額＝(新労務単価により積算された予定価格) ×(当初契約の落札率)

※都道府県・政令市に対しても、国交省の取組みを参考として適切な運用に努めるとともに、都道府県内市区町村にも通知するよう、同日付で要請。

※建設業団体に対して、請負代金が変更された場合は、元下間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するよう要請。